



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2017/5/29

NO.223 村上市九日市 129-1

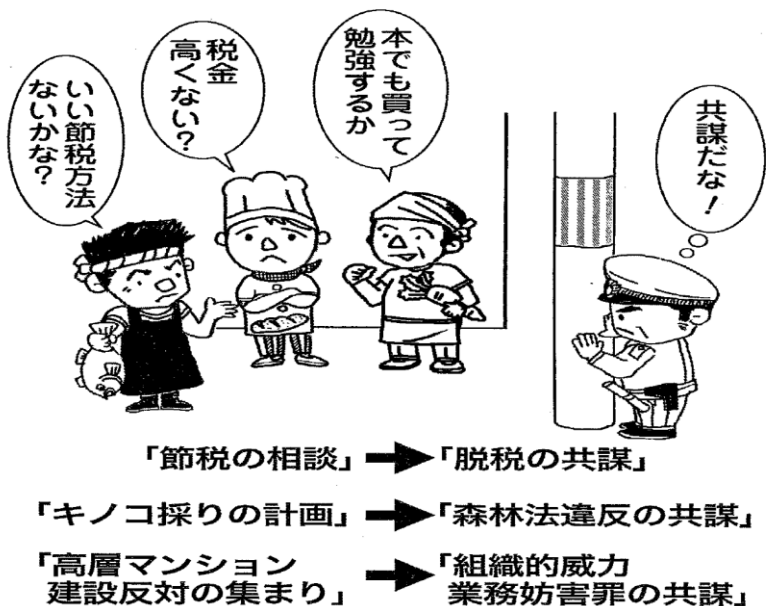
村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

ストップ! 「共謀罪」

23日、衆議院本会議で「共謀罪」法案を強行採決しました。国民をごまかしテロ対策を口実にしている「共謀罪」は、市民の思想や内心の自由を侵す憲法違反の悪法です。2人以上で話し合い、計画することを罰するもので、実行を思いとどまっても処罰されます。電話やメール、ラインでのやり取りなども監視の対象とされます。一般市民や団体も取り締まられ、警察からは常に「盗聴」、「盗撮」などで監視され、人は自由にモノが言えない監視社会になりかねません。私たちの日々の会話までが罪の対象となる、この危険で大変恐ろしい「共謀罪」の創設は断固反対です。

こんなことが監視・処罰の対象に?!



商工新聞の読者が増えました

18日、民商の活動を知ってもらおうと、役員と事務局が市内の飲食業を営んでいる会員外のお店を訪問しました。商工新聞を配りながら、民商のことなどを対話し、商工新聞を購読してくださいました。そのほか、会員さんの知り合いの方にも声をかけると購読してもらえました。



商工新聞読者の紹介をお願いします!

商工新聞は、毎週月曜日発行で、購読料は月500円です。商売に役立つ情報が満載。毎週内容豊富な商工新聞を購読してください。方を是非ご紹介ください。

6月なんでも相談会

日時 6月7日(水) 午後2時から

場所 民商事務所

※相談希望者は、事前に民商へ連絡をお願いします。

税金が一度に払いきれないときは、「納税の猶予」や「換価の猶予」といった猶予制度を活用しましょう。税務署や自治体などの督促状を放置しておくと、預金や売掛金などを差し押さえられる場合があります。「納税の猶予」は病気、事業の休廃止、著しい事業の損失などを理由で、税金を納期限までに納められなくなった場合、申請によって一年間(最長2年)納税を猶予する制度です。猶予が認められると、新たな督促や差押えすることができず、差押えの解除も可能です。猶予の申請が適用されれば、延滞税は免除か減額になり、単なる「分納」では延滞税は9%です。税金の猶予制度は、国税、地方税、国保や社会保険も対象です。

いわゆる「分納」と猶予制度はどう違う?

いわゆる「分納」	換価の猶予・納税の猶予
延滞税が9.0%(懲罰的)	減額または全額免除
法律に定めがなく、「滞納者」扱い	法律に定めがあり、期間中は滞納扱いなし
納税証明が出ない	納税証明が出る
毎月の分納額のつり上げや突然の一括払い請求も法律的には可能	毎月の分納額は法律で定められた「権利」
法律的には差し押さえは可能	差し押さえは法律で禁止

商工新聞 2017 年 4～6 月号外より

6月の無料法律相談

日時

6月13日(火)午後1時30分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。

(5月はお休みです)

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。